

○阿見町立学校再編検討委員会規則

平成25年 1 月28日教育委員会規則第 1 号

改正 平成27年 6 月29日教育委員会規則第13号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阿見町における学校規模の適正化等に対応した学校再編について検討するために設置する阿見町立学校再編検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、阿見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 阿見町立の小学校及び中学校の再編に関すること。
- (2) 阿見町立学校再編計画に係る具体的な方策に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員は、24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 小中学校長を代表する者
- (4) 町議会の議員を代表する者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する所掌事項に関する答申を行う日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会の意見を聞いて定める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月29日教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

○H28年度スケジュール（案）

7月	第1回委員会	委員委嘱，諮問，状況説明
8月	第2回委員会	通学区域検討
10月	第3回委員会	〃
12月	第4回委員会	〃
※この他，保護者及び地区説明会の開催を検討		

○学校再編検討委員名簿

整理 番号	選出区分	氏 名	備 考
1	地域代表	しんばし つぎお 新橋 嗣男	区長会副会長（二区南区長）
2	地域代表	すずき あきら 鈴木 晟	一区区長
3	地域代表	おみがわ まさみ 小見川 正巳	上本郷区長
4	地域代表	すどう かつひさ 須藤 活久	本郷区長
5	地域代表	はせがわ てつや 長谷川 哲也	子ども会育成連合会副会長 （本郷小学校区役員）
6	保護者代表	あだち ゆり 足立 百合	育成会代表（住吉）
7	保護者代表	しもむら さとみ 下村 里美	育成会代表（二区北）
8	保護者代表	こばやし みゆき 小林 美由紀	育成会代表（二区南）
9	保護者代表	しみず ちえ 清水 千恵	育成会代表（一区）
10	保護者代表	おおつか えいこ 大塚 栄子	育成会代表（上本郷）
11	保護者代表	たにもと すみえ 谷本 澄恵	育成会代表（下本郷）
12	保護者代表	ごとう なおみ 後藤 直美	育成会代表（本郷一丁目）
13	保護者代表	こうさか ゆうこ 高坂 有子	育成会代表（本郷二丁目）
14	保護者代表	ふじた よういち 藤田 陽一	育成会代表（本郷三丁目）
15	保護者代表	のざわ あきこ 野澤 亜希子	育成会代表（シンワ）
16	保護者代表	たきもと ゆかり 滝本 由香里	育成会代表（中根）
17	保護者代表	すどう たかゆき 須藤 隆之	本郷小学校 PTA 会長
18	小中学校長代表	ねもと ただし 根本 正	本郷小学校校長
19	小中学校長代表	たじま みねこ 田島 峰子	朝日中学校校長
20	議会議員代表	いしびき だいすけ 石引 大介	議会選出
21	議会議員代表	くりはら よしゆき 栗原 宜行	議会選出